（平成26年11月6日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　7 件

国民年金関係　1 件

厚生年金関係　6 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　8 件

国民年金関係　4 件

厚生年金関係　4 件

関東東京国民年金　事案14057

第１　委員会の結論

申立人の昭和55年４月から57年３月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和25年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和55年４月から57年３月まで

私の夫は、自身の経営する食堂の売上が安定せず、私と夫の国民年金保険料を納付することが困難であったため、店の手伝いに来てくれていた義母が、私の保険料の免除申請を行い、夫の分だけ保険料を納付していた。昭和 54 年４月からは夫が夫婦二人分の保険料の免除申請を行うようになり、これまでに夫婦共に免除が認められないこともあったが、夫婦のどちらかだけが承認されるということはなかった。申立期間については夫だけが免除期間とされているので、私も免除期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間については、ⅰ）申立期間直前の昭和54年４月から55年３月までの期間並びに申立期間後の 59 年４月から 63 年３月までの期間（申立人の 60 年６月及び同年７月の厚生年金保険加入期間を除く。）及び 63 年 10 月から平成 15 年６月までの期間は、申立人及び申立人の夫は共に国民年金保険料の免除期間であること、ⅱ）オンライン記録により免除申請日が確認できる昭和 59 年４月以降の申立人及び夫の同申請日は同一であること、ⅲ）夫は、申立期間の保険料を免除されていることからみれば、申立人についても、申立期間の保険料の免除申請が行われ、当該期間は保険料免除基準に該当しており、保険料の免除が承認されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

関東東京厚生年金　事案25656

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社Ｂ営業所（現在は、Ｃ社）における資格喪失日に係る記録を平成９年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和35年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成９年３月31日から同年４月１日まで

申立期間は、Ａ社Ｂ営業所からＤ社Ｅ工場に転籍となった期間だが、同一企業内の異動であり継続して勤務していた。給与支給票及び人事異動通知等を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された給与支給票、辞令及び人事異動に関する通知書により、申立人は、申立期間もＡ社Ｂ営業所に継続して勤務し（平成９年４月１日に同社同営業所からＤ社Ｅ工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給票から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成９年４月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年３月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年３月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東東京厚生年金　事案25658

第１　委員会の結論

申立人のＡ社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年７月23日、資格喪失日が16年１月１日とされ、当該期間のうち、15年12月31日から16年１月１日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年１月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和49年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成15年12月31日から16年１月１日まで

Ａ社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社に係る商業・法人登記簿謄本、同社の代表取締役の回答並びに同社から提出された申立人に係る給料支払手数料明細及び平成15年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間も同社の監査役として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払手数料明細において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東東京厚生年金　事案25659

第１　委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 53 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成19年11月12日から20年４月１日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和49年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成19年11月12日から20年７月１日まで

Ａ社が加入する厚生年金基金から、申立期間の報酬標準給与が国の記録（標準報酬月額）と相違しているとの連絡を受けた。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の標準報酬月額は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のＡ社における申立期間の標準報酬月額は、当初53 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年７月23日付けの届出で56万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（56 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（53 万円）とされている。

しかしながら、申立期間のうち、平成19年11月から20年３月までについては、Ａ社から提出された申立人に係る個人別年間支払明細書によると、申立人は、上記訂正前

の標準報酬月額（53 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成 20 年４月から同年６月までについては、上記明細書により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額より低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東東京厚生年金　事案25660

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社（Ｂ区。現在は、Ｃ社）における資格取得日に係る記録を昭和39年７月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和39年７月１日から同年９月15日まで

Ａ社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がＡ社に継続して勤務し（昭和39年７月１日にＡ社（Ｄ区）から同社（Ｂ区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社（Ｂ区）における昭和39年９月の社会保険事務所（当時）の記録から、１万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、昭和39年４月入社者の多数の厚生年金保険期間漏れの問題について、異動手続の際、誤った届出をした旨回答していることから、事業主が同年９月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年７月及び同年８月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東東京厚生年金　事案25661

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社（Ｂ区。現在は、Ｃ社）における資格取得日に係る記録を昭和39年７月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和21年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和39年７月１日から同年９月15日まで

Ａ社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は新入社員研修を終えて異動した時期であるが、申立期間も同社で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び事業主の回答から判断すると、申立人がＡ社に継続して勤務し（昭和39年７月１日にＡ社（Ｄ区）から同社（Ｂ区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社（Ｂ区）における昭和39年９月の社会保険事務所（当時）の記録から、１万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が、昭和39年４月入社者の多数の厚生年金保険期間漏れの問題については、異動手続の際、誤った届出をした旨回答していることから、事業主が同年９月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年７月及び同年８月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東東京厚生年金　事案25663

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年７月31日は38万円、同年12月28日は40万円、20年７月31日は43万円、同年12月29日は42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成18年７月31日
②　平成18年12月29日
③　平成19年７月31日
④　平成19年12月28日
⑤　平成20年７月31日
⑥　平成20年12月29日

Ａ社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間③、④、⑤及び⑥について、Ａ社が保有している申立人の当該期間に係る「2007年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「2008年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに申立人が保有する預金通帳により、申立人は、平成19年７月31日は38万円、同年12月28日は40万円、20年７月31日及び同年12月29日は43万円の賞与が支給されていることが確認できる。

また、上記所得税源泉徴収簿及び従業員が保有する申立期間③、④、⑤及び⑥の賞与に係る給与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿から確認できる賞与総支給額又は保険料控除額から、平成 19 年7月 31 日は 38 万円、同年 12 月 28 日は 40 万円、20 年7月 31 日は 43 万円、同年 12 月 29 日は 42 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2　申立期間①及び②について、申立人が保有する預金通帳により、給与とは別に、A社から賞与として、申立期間①は 26 万 832 円、申立期間②は 30 万 7,409 円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与支払報告書（個人別明細書）及び申立人が申立期間①及び②当時に居住していたB市役所から提出された申立人に係る「平成 19 年度（平成 18 年分）所得照会回答票」の社会保険料控除額（650,609 円）は、平成 18 年の申立人の標準報酬月額（38 万円）及び従業員が保有する申立期間①及び②の賞与に係る給与支給明細書で確認できる社会保険料率を基に算出した 12 か月分の社会保険料額とほぼ一致している上、申立人の当該期間前後の期間に係る所得税源泉徴収簿において、賞与に係る社会保険料控除額を差し引いた社会保険料額の総額とほぼ一致していると認められることから、申立人に係る当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立期間①及び②に係る資料は無いと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京国民年金　事案14058

第１　委員会の結論

申立人の昭和47年２月から50年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和24年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和47年２月から50年３月まで

私は、昭和47年11月に結婚式を挙げ、Ａ区で夫と暮らし始めた。その後、48年１月までの間に、国民年金保険料の集金人が夫の保険料の集金に来たことがあり、私に国民年金の加入を勧めたので、自宅で加入手続を行い、そのときに集金人に納付していなかった過去の保険料を遡って納付した。その後の保険料は夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月の挙式後から48年１月までの間に、Ａ区で国民年金の加入手続を行い、そのときに集金人に納付していなかった過去の国民年金保険料を遡って納付し、その後の保険料は夫の分と一緒に納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から50年４月頃にＢ市で払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金　事案14059

第１　委員会の結論

申立人の昭和55年12月から59年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和29年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和55年12月から59年２月まで

私の母は、私が留学していた昭和56年７月から57年８月までの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。留学前後の期間の保険料については、はっきりとは分からないが、母が納付してくれていたかもしれない。

なお、私は、現在２冊の年金手帳を所持しているが、母からもらった手帳には、私自身の国民年金の手帳記号番号とは別の番号が記入されており、母はこの手帳を持参して私の保険料を納付した可能性がある。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和56年６月頃から59年頃までA町に住民登録をしており、申立期間の国民年金保険料は申立人の母親が納付してくれていたとしているが、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間前の52年７月１日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後は同被保険者資格を取得していない。

また、オンライン記録によれば、申立期間を国民年金の被保険者期間とする記録追加が平成８年９月９日に行われており、当該記録追加前は、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立人の母親は保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

なお、申立人は、自身の国民年金手帳記号番号が記載されている年金手帳のほかに、申立人の手帳記号番号と２番違いの手帳記号番号が記載されている年金手帳を所持しており、母親がこの手帳を持参して保険料を納付したのではないかとしているが、この２番違いの手帳記号番号に係るA町の国民年金被保険者名簿では当該手帳記号番号は別人

の手帳記号番号として使用されており、当該名簿及びオンライン記録によれば、同人は、申立期間において国民年金の被保険者資格を取得していないことから、申立人の母親が当該手帳記号番号に基づき申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金　事案14060

第１　委員会の結論

申立人の昭和44年４月から54年８月までの期間、57年４月から59年12月までの期間、60年４月から61年12月までの期間、平成17年10月から18年３月までの期間及び21年４月から22年４月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和20年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和44年４月から54年８月まで
②　昭和57年４月から58年３月まで
③　昭和58年４月から59年12月まで
④　昭和60年４月から61年12月まで
⑤　平成17年10月から18年３月まで
⑥　平成21年４月から22年３月まで
⑦　平成22年４月

私は、昭和45年３月に大学院を卒業し、46年４月から平成24年まで海外で働いており、母が私の老後のことを心配して、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和61年頃からは収入が安定してきたので、私が帰国したときに母や姉にお金を渡して保険料を納付してもらっていた。母が高齢のため納付に行けなくなってからは、姉が代わって保険料を納付してくれた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和54年９月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点で、特例納付制度を利用して当該期間の保険料を遡って納付することは可能であるが、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付したとする母親から聴取することができず、申立人は、母親から保険料を遡って納付したことや特例納付制度を利用して保険料を納付したと聞いた記憶は無いと述べているため、加入手続及び当該期間の保険料納付の状況は不明であり、母親が当該期間の保

険料を納付したとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間②については、当該期間の保険料納付の状況が不明であることに加え、オンライン記録では、当該期間は保険料の免除期間であることから、保険料の免除申請が行われ、保険料の納付は行われなかったものと考えられる。

申立期間③については、当該期間の保険料納付の状況が不明であることに加え、オンライン記録によれば、当該期間直後の昭和60年１月から同年３月までの期間及び62年１月から同年３月までの期間の保険料は同年同月に納付されており、当該納付時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

申立期間④については、当該期間の保険料納付の状況が不明であることに加え、オンライン記録では、申立人は、昭和 60 年４月１日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、62 年１月 31 日に同被保険者資格を取得しており、申立人は、当該期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していないため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立期間⑤及び⑥については、当該期間の保険料を納付したとする申立人の姉は、保険料納付について、「詳しくは覚えていないが、半年分か１年分の保険料を銀行で納付していた。」と述べているのみで、この聴取内容からは姉が当該期間の保険料を納付したとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

申立期間⑦については、当該期間は、申立人が 65 歳に到達した月であり、申立人は、制度上、当該月に国民年金の被保険者資格を喪失するため、当該期間の保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人の母親及び姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金　事案14061

第１　委員会の結論

申立人の昭和53年４月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和26年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和53年４月から54年12月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が妻だけ納付済みになっているのはおかしいと思う。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人に係る昭和59年５月10日現在の「年度別納付状況リスト」によれば、申立人は、申立期間前の48年４月１日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しており、その後は、同被保険者資格を取得していない上、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は送付されず、申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金　事案25657

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和20年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和40年４月１日から同年８月２日まで

Ａ社（現在は、Ｂ社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の元事業主の回答及び申立人から提出された申立人の親族が元事業主宅の申立人に宛てた手紙の消印の日付から、申立人は申立期間において、元事業主宅に住み込みながら同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、Ｂ社の総務部長は申立人の人事記録等を保管していないと回答していること、及び申立人が記憶する元同僚は死亡しており照会を行うことができないことから、申立人の申立期間当時の雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、Ａ社の元事業主は、申立期間当時は新たに採用する従業員について、業務経験や年齢等によって厚生年金保険に加入させる時期に差異を設けていたと思う旨回答している。

さらに、申立人と同時期にＡ社に勤務した元従業員のうち、昭和 40 年６月１日に資格を取得した元従業員は、前職の事業所を退職した後、期間を置かず同社に就職した旨供述しているところ、前職の事業所の資格喪失日と同社の資格取得日の間に３か月の未加入期間が確認できるが、このことについて元従業員は、入社当初は見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入しないことになっていたと思う旨供述していることから、同社は申立期間当時、必ずしも従業員全員について、入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金　事案25662

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和29年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和47年３月から48年４月６日まで

Ａ事業所（現在は、Ｂ会Ｃ事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同事業所でＤ職助手として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出されたＢ会Ｃ事業所発行の勤務期間等証明書によると、申立人の入職年月日は昭和47年３月10日と記録されていることから、申立人が同日からＡ事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、Ｂ会Ｃ事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について、資料が無いため不明であると回答しているほか、申立人及び複数の従業員が、Ａ事業所における社会保険担当者として氏名を挙げた３人のうち、二人は所在不明のため照会できず、残る一人は回答を得られないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Ａ事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険の資格取得日が昭和48年４月６日と記録されている15人のうち、所在の判明した14人に照会したところ、回答のあった13人のうち６人は、厚生年金保険の資格取得日より１年から２年くらい前からＡ事業所で勤務していたと供述しており、当該６人のうち46年４月にＡ事業所に入職し、Ｄ職業務に携わっていたとする一人は、「45年に入職した先輩方は厚生年金保険に加入していたらしいが、私ども46年入職の者は、事務系の人は加入し、Ｄ職学生であった私達は２年間未加入だった。Ａ事業所からＥ国保に加入するよう承諾を求められたと記憶している。」と回答している。

なお、上記回答のあった13人のうち、Ａ事業所における給与明細書を保有している者はいない。

さらに、上記15人（資格取得日が昭和48年４月６日）の雇用保険の加入記録について調査したところ、確認できた13人のうち、二人は昭和46年４月１日に、ほかの３人は47年４月１日に、残る８人は48年４月１日に資格取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、Ａ事業所では、申立期間当時、必ずしも入職と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金　事案25664

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和55年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成19年６月

日本年金機構からの連絡により、Ａ社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が漏れていることが判明した。平成 19 年６月１日に派遣社員から正社員になったばかりであるが、申立期間に５万円の賞与が支給された記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びＢ健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しによると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、Ａ社は、平成 19 年６月１日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した正社員には、同年６月の賞与は支給していないことから、申立人についても、同月の賞与は支給していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金　事案25665

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和34年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成15年６月

日本年金機構からの連絡により、Ａ社（現在は、Ｂ社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間の賞与の支給が分かる明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びＣ健康保険組合から提出された申立期間のＡ社に係る賞与支払届の写しによると、申立人は、申立期間に同社から賞与が支給されていないことが確認できる。

また、申立人は、平成 15 年６月の賞与が支給されていたことが分かる給与支給明細書を提出しているものの、当該明細書は、Ａ社とは別会社であるＤ社のものである上、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。